

銀行等の保険募集に関する規制緩和要望資料

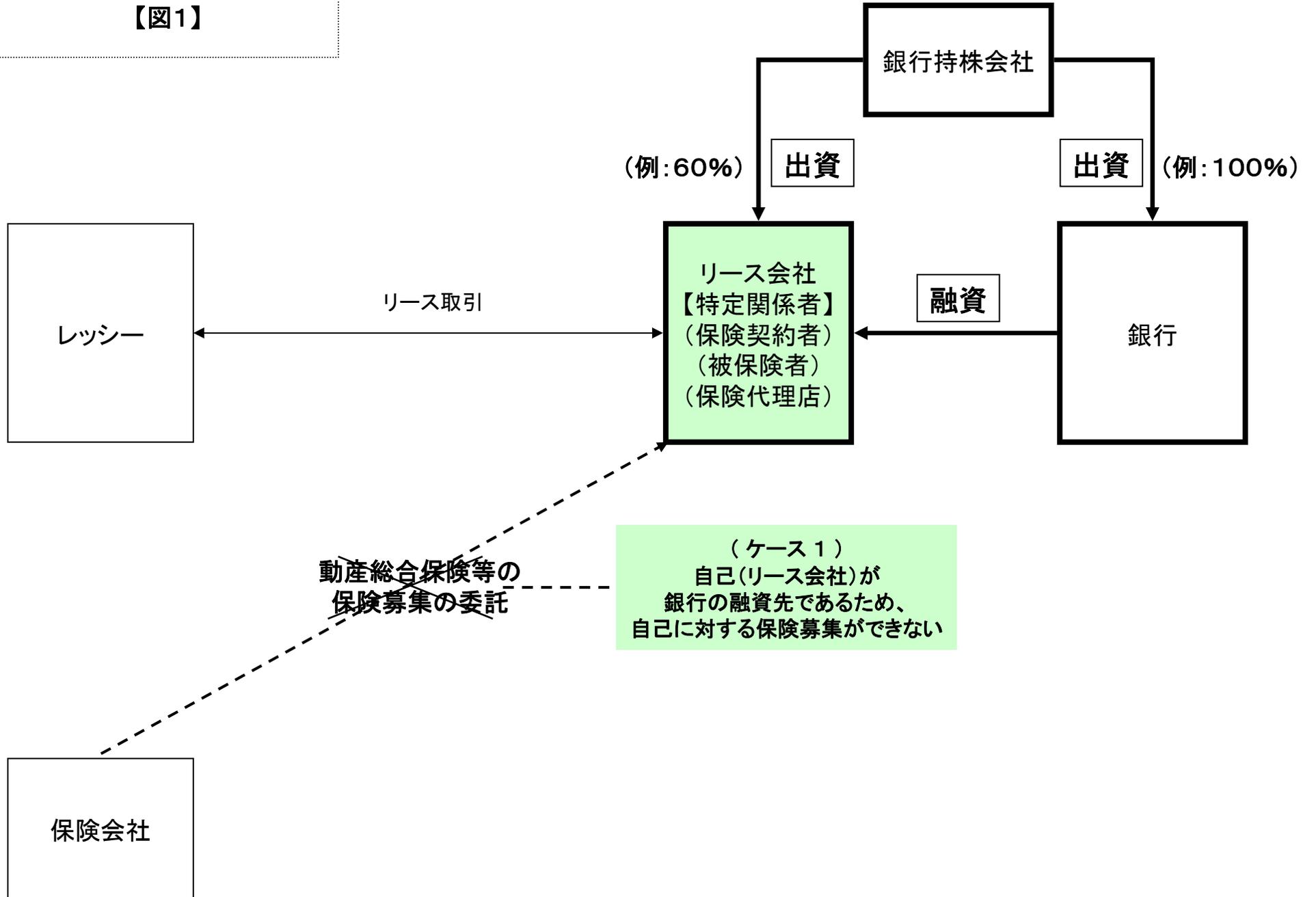
2011年5月27日
社団法人リース事業協会

「知らながら規制」に関する顧客利便上の弊害事例について

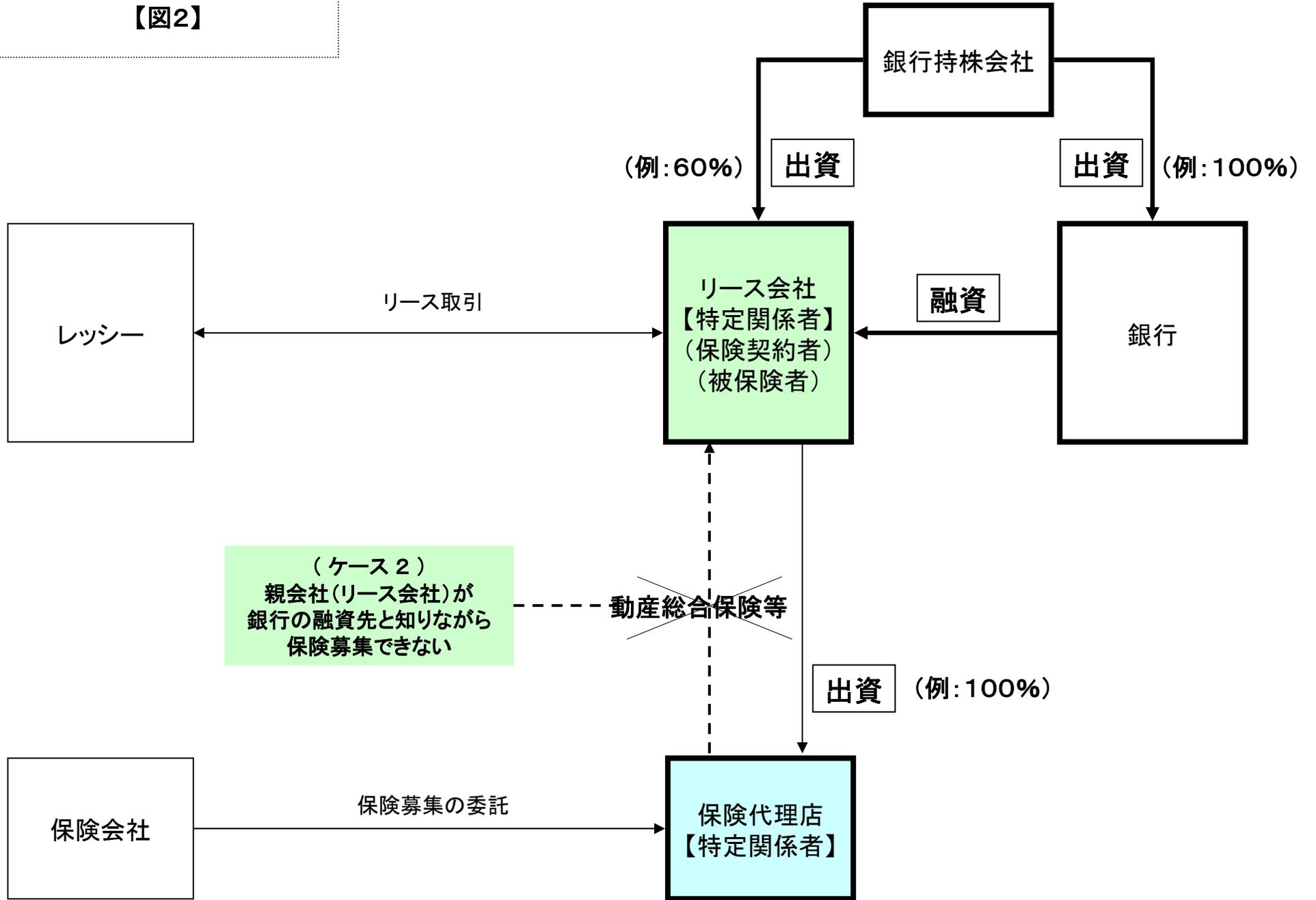
リース会社の事例

- リース会社は通常、リース契約を締結する際、リース物件の所有者である自社(リース会社)を保険契約者・被保険者として、リース物件に動産総合保険を付保する。
- この際、リース会社自ら、またはリース会社の子会社が保険代理店となり、保険関係の手続を行うことにより、グループ外の保険代理店を活用する場合に比べて、ワンストップ化による①契約締結時の手続の簡便化・迅速化、②保険事故発生時の速やかな対応、③リースの原価コスト低減、等が可能となり、リース利用者にとって利便性が向上する。
- しかしながら、銀行持株会社の子会社であるリース会社自らや、銀行持株会社の子会社であるリース会社の子会社(銀行持株会社の孫会社)が損害保険代理店となる場合で、かつ、同リース会社が銀行の融資先である場合には、知らながら規制により、保険募集が認められないため、グループ外の保険代理店を活用せざるを得ず、リース利用者に対して、上記メリットを付与できないという弊害が発生している。

【図1】



【図2】



(参考)「知りながら規制」の概要・条文

- 第三次解禁商品、全面解禁商品が対象。法令は、施行規則第234条第1項第13号、第14号、第15号。
- 銀行の保険募集制限先規制、タイミング規制等に該当することを知りながら、銀行の特定関係者に該当する保険代理店が保険募集を行うことを禁止。

保険業法施行規則 第二百三十四条(保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為) 第一項

第十三号 特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等の特定関係者又はその役員若しくは使用人が、自己との間で保険契約の締結の代理又は媒介を行うことを条件として当該銀行等が当該保険契約に係る保険契約者又は被保険者に対して信用を供与し、又は信用の供与を約していることその他の取引上の優越的地位を不当に利用していることを知りながら保険募集をする行為

第十四号 特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等の特定関係者又はその役員若しくは使用人が、その保険契約者又は被保険者が当該銀行等に係る銀行等保険募集制限先等に該当することを知りながら、保険契約(第二百十二条第一項第一号から第三号まで及び第二百十二条の二第一項第一号から第五号まで並びに第二百十二条の四第一項第一号から第四号までに掲げる保険契約(当該保険契約に保険特約が付される場合にあっては、当該保険特約が当該保険契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金額が当該保険契約に係る保険料及び保険金額と比して妥当なものに限る。次号において同じ。))の締結の代理又は媒介を行う行為

第十五号 特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等の特定関係者又はその役員若しくは使用人が、顧客が当該銀行等に対し資金の貸付けの申込みをしていることを知りながら、当該顧客又はその密接関係者に対し、保険契約(第二百十二条第一項第一号から第三号まで及び第二百十二条の二第一項第一号から第五号まで並びに第二百十二条の四第一項第一号から第四号までに掲げる保険契約を除く。)の締結の代理又は媒介を行う行為